

○常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金交付要項

平成27年5月13日

告示第43-1号

改正 令和4年3月31日告示第88号

(目的)

第1条 この要項は、常陸太田市産の農林水産物及びそれらを活用した加工品を海外等に販路の拡大を図る者に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、市内農林水産業の活性化を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別表第1に掲げる事業とする。ただし、見本市等の開催期間については、当該年度（オンラインを含み、見本市等の開始日が属する年度をいう。）中に終了するものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、別表第1に掲げる補助対象者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は活動の拠点を有し、事業に意欲的に取り組む者
- (2) 市税等の滞納がない者（グループの場合はその構成員をいう。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる補助対象事業区分に応じた補助対象経費とするものとする。ただし、国、県、その他の団体等から補助対象経費に対し補助金その他これに類する助成金等を受ける場合においては、当該補助金等相当額は、補助対象経費としない。

2 前項に規定する補助対象経費は、当該年度中に支払いが完了した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、別表第1に掲げる補助対象事業区分に応じた限度額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申

請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 常陸太田市農産物等販路拡大促進事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 常陸太田市農産物等販路拡大促進事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 会員名簿その他これに類するもの

(補助金の交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の変更を承認したときは、常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金変更・中止承認(不承認)通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が終了したとき又は当該年度の3月末日までに、常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金実績報告書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の結果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付額を確定し、常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金交付請求書(様式第9号)により、市長に請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し補助金の交付決定を取消し、既に補助金の交付があるときは、補助金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、常陸太田市農産物等販路拡大促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けたものについては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、平成27年5月13日から施行する。

附 則(令和4年告示第 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
区分	内容				
海外輸出販路拡大事業	海外輸出による販路拡大を目的として実施する事業	以下の①から⑥までのいずれかに該当する者であって、当該年度においてこの補助金を受けていない者 ①認定農業者 ②農業生産法人 農林水産業を営む法人 ③農林水産業者の組織する団体・グループ ④農業協同組合 ⑤常陸太田市特産品認証要項第8条第2項により認証された特産品を生産・製造する生産者又は事業者 ⑥その他市長が必要と認める者又は団体	【海外・国内共通】 見本市等への出展料（ブース代）、見本市等の会場設営費（机、椅子等のレンタル料・ブースの装飾代・ブースに係る電気引き込み代他）、運搬費（商品や資材の運搬費）及び交通費（鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・宿泊料・有料道路使用料他）  【海外】 通訳料・翻訳料、現地人件費（販売促進員等）、梱包費（輸出用の梱包）、通関費用、船積諸経費、委託料（マーケティング調査及び輸出に関する対応検討、手続き代行）、広告・宣伝費  その他市長が必要と認める経費	1 / 2	50万円
国内販路拡大事業	国内向けに販路拡大を目的として実施する事業（県外に限る）				
オンライン販路拡大事業（海外・国内）	オンラインによる販路拡大を目的として実施する事業（海外・国内共通）		【海外・国内共通】 オンラインで開催される見本市等への出展料・登録料・掲載料等、出展のための環境整備に係る費用（コンテンツ作成委託費・動画制作委託費・通訳翻訳費）  その他市長が必要と認める経費		20万円

※事業の実施にあたっては、関係団体の支援を得て、目的達成のための検討を行い、事業の円滑かつ効率的な運営を行うこととする。